

戦没者等のご遺族の皆さんへ ～「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内(第十回特別弔慰金)～

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「『恩給法』による公務扶助料」や「『戦傷病者戦没者遺族等援護法』による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、最先順位(「支給順位表」参照)のご遺族お一人に第十回特別弔慰金が支給されます。

請求期間は平成30年4月2日までです。請求期間を過ぎると、第十回特別弔慰金の請求ができなくなりますのでご注意ください。

支給対象となるご遺族については、フローチャートでご確認ください(②に該当となった場合は、支給対象となる可能性がありますのでお問い合わせください)。

■支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

■注意事項
※特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族(生まれていたこと)が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
※養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった方で、日本国籍を有していた方のことです。

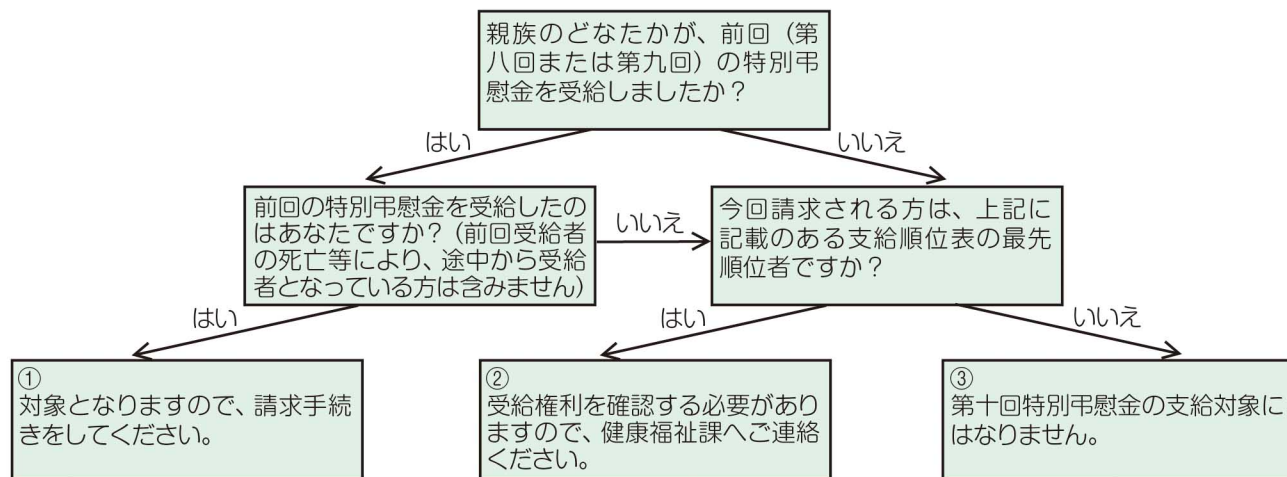
○配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
○上記以外の三親等内親族(戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった方に限り)

■請求窓口・問い合わせ
健康福祉課 ☎581・2121内線121・122へ。

支給順位表

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金受給権者 (弔慰金受給権者とみなされる者を含みます)	弔慰金受給権者が配偶者の場合は次の要件を全て満たす必要があります。 1 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	子	次の要件を全て満たす必要があります。
3	父母	1 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること
4	孫	2 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと(戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く)
5	祖父母	3 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと(戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く)
6	兄弟姉妹	3～6順位に必要な要件を満たしていない者
7	父母	
8	孫	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	
11	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた方で、戦没者等の葬祭を行ったもの
12	上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた方で、戦没者等の葬祭を行わなかったもの

特別弔慰金フローチャート



※戦没者等の氏名、生年月日、戦没者等との続柄、親族関係についてお問い合わせください。

今年75歳になられる方へ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、誰もが安心して医療を受けることができるように、高齢世代と現役世代の医療費負担を明確にして、公平で分かりやすく保険財政の安定化を図ることを目的としてつくられた、独立した医療保険制度です。

75歳になられた方(生活保護受給者等を除く)は、国民健康保険(医師国保や土建国保等を含む)、協会けんぽ、共済組合などの資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。

75歳の誕生日の前月に「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で送付します。誕生日以降に医療機関を受診する際は、この被保険者証を提示してください。医療機関の窓口では、かかった医療費の「1割」を支払っていただきます。ただし、一定以上の所得がある方等(現役並み所得者)は「3割」となります。

一部負担金割合の区分判定は、同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者が一人でもいる場合は、その世帯にいるすべての被保険者が現役並み所得者となり、自己負担の割合は「3割」となります。ただし、前年の収入の合計額が、被保険者が一人の世帯で383万円未満、2人以上の世帯で520万円未満の方は、申請して認められる「1割」負担になります。詳細についてはお問い合わせください。

被用者保険の被扶養者であった方は

後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日に、被用者保険(協会けんぽ等)の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。保険料の「所得割額」はかからず、「均等割額」の9割が軽減されます。

保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、「所得割額」と「均等割額」の合計額です。この「所得割額」の所得割率と「均等割額」は、2年ごとに見直すことになっており、平成28年度は次のとおり改定することが決定しました。

- 平成28・29年度の保険料
- 「所得割額」の所得割率8.34%
- 平成26・27年度は8.29%
- 「均等割額」42070円
- 平成26・27年度は42440円
- 賦課限度57万円
- 平成26・27年度も同じ

保険料の納め方

後期高齢者医療保険料の納付方法は、原則年金からの天引き(特別徴収)ですが、さまざまな条件によって、納付通知書による窓口納付(普通徴収)になることがあります。また、

保険料の年金天引きを中止し、口座振替に変更することもできます。変更の手続きについては、町民課へご相談ください(変更が認められない場合もありますので、必ず相談してください)。

○特別徴収(年金からの天引きの場合)
年金の受給額が年間18万円以上で、今年の2月まで特別徴収で納付されていた方は、今年度も特別徴収となり、年6回の年金受給時に、自動的に年金からの天引きとなります。7月に保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

○普通徴収(納付通知書による納付、または口座振替)の場合
年金の受給額が年間18万円未満の方や、介護保険料が年金から天引きされていない方、年金天引き中止の申請をされた方、または4月以降に75歳になられた方等は、普通徴収(納付書によるお支払い)となります。7月から来年2月までの計8回で、1年分の保険料をお支払いいただけます。口座振替をご希望の場合は金融機関にお申し込みください。申し込んだ翌月末から口座振替となります。

なお、昨年10月1日以降に75歳になられた方や、10月以降に他市町村から転入された方等は、今年の10月から特別徴収が開始される場合があります。詳しくは、7月に送付する納付通知書をご確認ください。

問い合わせ/町民課 ☎581・2121内線111へ。

実施します! 平成28年経済センサス活動調査

総務省と経済産業省は、全国のすべての事業所および企業を対象に、平成28年6月1日現在で「経済センサス活動調査」を実施します。

この調査は、政府が実施する統計調査の中でも特に規模が大きい調査の一つであり、正確な統計を作成するため、「統計法」に基づいた回答義務のある調査です。調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。調査へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

調査事項

事業所の名称、所在地、経営組織、開設時期、従業員数、主な事業内容、売上高・費用等の経理事項等

調査のスケジュール

- 5月上旬～5月下旬: 調査票等の配布
- 6月7日: インターネットによる回答期限
- 6月中旬まで: 事業所および企業へ調査票の回収

※インターネットで回答された場合は、調査票の回収はありません。

回答内容の保護

回答いただいた内容は「統計法」に定められている利用目的以外での使用が禁止されているなど、個人情報取り扱いについては「統計法」に基づき、厳格に定められています。

問い合わせ/自治防災課 ☎581・2121内線372へ。

